

資料 3

総財地第 79 号
総財公第 34 号
総財務第 131 号
平成 22 年 4 月 1 日

各都道府県知事 }
各指定都市市長 } 殿

総務副大臣

平成 22 年度地方債同意等基準運用要綱等について

地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）及び地方財政法施行令（昭和 23 年政令第 267 号）に基づき、平成 22 年度地方債同意等基準（平成 22 年総務省告示第 133 号）、平成 22 年度地方債計画（平成 22 年総務省告示第 134 号）及び平成 22 年度地方債充当率（平成 22 年総務省告示第 135 号）の公表を行ったので、通知します。

また、平成 22 年度の地方債についての協議又は許可の運用については、地方財政法、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）、地方財政法施行令、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成 19 年政令第 397 号）、地方債に関する省令（平成 18 年総務省令第 54 号）、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成 20 年総務省令第 8 号）、平成 22 年度地方債同意等基準、平成 22 年度地方債計画及び平成 22 年度地方債充当率によるもののほか、別紙要綱に従って運用することとしましたので、御承知願います。

なお、「第三セクター等改革推進債の取扱いについて」（平成 21 年 4 月 10 日付け総財公第 59 号）、「地域活性化事業要綱について」（平成 21 年 4 月 1 日付け総行政第 117 号・総行情第 49 号・総行応第 37 号・総行地第 37 号・総財地第 101 号）、「地域活性化事業取扱要領について」（平成 21 年 4 月 1 日付け総行政第 121 号・総行情第 50 号・総行応第 39 号・総行地第 39 号・総財地第 102 号）、「防災対策事業について」（平成 20 年 4 月 30 日付け総財地第 99 号・消防消第 61 号）、「防災基盤整備事業取扱要領」（平成 20 年 4 月 30 日付け消防消第 62 号・消防救第 84 号・消防予第 107 号・消防災第 129 号・消防応第 71 号・消防情第 68 号・消防参第 76 号）及び「地方公営企業退職手当債取扱要領」（平成 19 年 10 月 31 日付け総財公第 168 号・総財企第 130 号・総財経第 122 号）は廃止します。

おって、貴都道府県内の市町村にも周知されるようお願いします。

5 一般単独事業

(1) 一般事業

イ 一般事業の対象事業は、平成 22 年度地方債充当率に掲げる該当の事業（国庫補助負担事業に伴って実施する継ぎ足し単独事業を含む。）であること。

ロ 一般分については、以下のとおりとすること。

(イ) 拠点法等特別事業とは、次の事業をいうものであること。

a 地方公共団体が、総合保養地域整備法（昭和 62 年法律第 71 号）第 13 条第 2 項、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成 4 年法律第 15 号）第 16 条又は特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 18 条の規定に基づき行う出資、補助その他の助成

b 多極分散型国土形成促進法（昭和 63 年法律第 83 号）第 18 条及び第 26 条に基づき、地方公共団体が、民間事業者に貸し付け、又は出資の目的とするために行う、基本構想に定める重点整備地区又は業務核都市において整備されるべき中核的施設等で公共施設以外のものの整備

(ロ) エネルギー・省エネルギー対策事業は、地方公営企業に属するものを除き、新エネルギー・省エネルギー対策のための太陽光発電、風力発電、ソーラーシステム等の設置事業であること。なお、建物整備事業と一体として行われるものについては、当該建物整備に係るそれぞれの事業において協議されたいこと。

(ハ) 半島振興道路整備事業とは、次の事業をいうものであること。

a 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 3 条第 1 項に規定する半島振興計画に基づいて、都道府県又は市町村が実施する道路整備事業

b 都道府県知事が、半島地域の振興を図るために、重要であると認められる半島循環道路及び一般国道等へのアクセス道路等で都道府県知事が指定する道路整備事業

(ニ) 石綿（アスベスト）対策事業の取扱いについては、以下のとおりとすること。

a 公共施設等の石綿の除去事業に係る対象事業

普通会計で実施する公共施設又は公用施設（庁舎を含む。）の石綿除去を主な目的とする事業（解体、改造、補修又は応急事業を含む。）及び社会福祉法人などの公共的団体又は地財令第 1 条に規定する法人が設置する公共施設に対する同種の事業に係る地方公共団体の負担又は助成に要する経費について対象とするものであること。

なお、石綿除去を主な目的とする事業については、当該事業に石綿の除去に付随する内容が含まれる場合においても、石綿除去に関連するものが事業費の多くを占め、当該事業の主な目的が石綿除去と考えられる場合には、当該改造事業に要する経費の全額を本事業の対象とするものであること。

b 石綿救済基金に対して拠出する経費に係る対象事業

石綿救済基金に対して、都道府県が拠出する経費について対象とするものであること。

(ホ) 中心市街地再活性化特別対策事業等の取扱いについては、別途通知によられたいこと。

(ハ) 消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 4 章に基づく市町村の消防の広域化に伴う消防署所の整備事業の取扱いについては、地方公共団体の組合（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条第 1 項の地方公共団体の組合をいう。以下同じ。）で広域化を行った広域化対象市町村（消防組織法第 33 条第 2 項第 3 号の広域化対象市町村をいう。以下同じ。）の加入するもの若しくは広域化を行った広域化対象市町村又は地方公共団体の組合で広域化を行う広域化対象市町村の加入するもの若しくは広域化を行う広域化対象市町村が広域消防運営計画（消防組織法第 34 条第 1 項の広域消防運営計画をいう。以下同じ。）を達成するために行う次の事業を対象とすること。

a 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画（消防組織法第 33 条第 1 項の推進計画をいう。以下同じ。）に定める広域化対象市町村の組合せに基づき平成 24 年度までに行われるものに限る。以下この項において同じ。）に伴い、消防力の整備指針（平成 12 年消防庁告示第 1 号）に基づき行わなければならない広域消防運営計画に定められた消防署若しくは出張所又は指令センター（以下「消防署所等」という。）の整備事業であって、当該広域化後 5 年度以内に完了する以下の事業

(a) 市町村の消防の広域化に伴い、動力消防ポンプ、はしご自動車、屈折はしご自動車、化学消防車、大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車、泡消火薬剤、消防艇、救急自動車、救助工作車、指揮車、特殊車等、非常用消防自動車等、非常用救急自動車及びNBC災害対応資機材（以下「動力消防ポンプ等」という。）を配置するために必要となる消防署所等の増改築

(b) 市町村の消防の広域化に伴う管轄区域の拡大又は管轄人口の増加に対応するために必要となる指令センターの増改築

(c) 市町村の消防の広域化に伴い統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築

b 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画に定める広域化対象市町村の組合せに基づくものに限る。）に伴う消防庁舎の整備事業（上記 a に係る事業を除く。）

なお、a に掲げる事業のうち市町村の消防の広域化に伴い、新たに動力消防ポンプ等若しくは指令センターを配置することが必要となる場合に敷地や建物の構造上の制約から(a)若しくは(b)の消防署所等の増改築が困難なとき又は準市街地が新

たに市街地になる場合に広域化後の市街地に消防署所等を設置することが必要となる
るときにおいては、新築を対象とするものとする。ただし、市町村の消防の広
域化前における消防署所等の配置が消防力の整備指針を満たしていない広域化対象
市町村等において消防署所等を新築する場合には、市町村の消防の広域化に伴う消
防本部機能の統合等の効率化により生み出された人員によって現場活動要員を増強
して動力消防ポンプ等を配置するために必要となる場合に限ること。事業の実施に
あたっては、必要最小限の規模及び事業費とすることとし、消防本部（指令センタ
ーを除く。）、職員宿舎及び老朽化や耐震化等のための消防署所等の増改築並びに用
地の取得経費については、対象としないこと。

また、経過措置として、広域化重点支援消防に関する要綱（平成 13 年 12 月 11
日付け消防消第 212 号）に基づく消防広域化実施計画に基づいて消防の広域再編を
行う市町村が、広域再編に伴って行う消防庁舎の整備事業は、上記 b に係る事業と
同様の地方債措置を講じることとすること。

- (ト) 公共施設等地上デジタル放送移行対象事業の取扱いについては、別途通知によ
らねたいこと。
 - (チ) 第三セクター等改革推進債の取扱いについては、別紙 1 - 1 に掲げるところに
よるものであること。
 - (リ) 定住自立圏民間活力創出ファンド形成事業は、定住自立圏共生ビジョンを策定
した中心市及び当該中心市と定住自立圏形成協定を締結した周辺市町村が、同ビ
ジョンに基づく取組の推進に資する事業を支援するために、公益法人等が民間事
業者等に融資、債務保証又は投資等をするための資金として出資又は貸付を行い、
原則として圏域全体で 1 つのファンドを形成する事業（地方単独事業に限る。）を
対象とすること。この場合において、中心市は、同ビジョンに当該ファンドを形
成する旨及びその目的や関係市町村の出資等の割合に係る基本的な考え方を明記
するものとする。
 - (ヌ) 住宅資金等貸付事業は、地方公共団体の条例等に基づく高齢者若しくは障害者
に対する住宅整備資金の貸付事業又は水洗便所改造等資金の貸付事業をいうもの
であること。
 - (ル) 復興特別事業の対象事業は、被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第 14
号）第 5 条の規定に基づき定められた被災市街地復興推進地域内において、活力
創出基盤整備総合交付金（従前の地域活力基盤創造交付金見合い分に限る。）を財
源として実施する事業と合わせて実施する地方費による道路の整備事業（街路の
整備事業を含む。）であること。
- ハ 河川等分の対象事業は、次に掲げる区分により地方公共団体が単独事業として行う
河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 3 条第 2 項に規定する河川管理施設の整備事業
（同法第 100 条に規定する施設を含む。）、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条

に規定する砂防設備に関する工事、その他の治山治水事業、水質浄化事業及び下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 5 号に規定する都市下水路の整備事業を対象とするものであること。

なお、平成 22 年度において単独事業として実施する河川等整備事業費総額のうち地域活性化事業、旧市町村合併特例事業の対象事業は含まないものであること。

また、供用済土地の取得に係る経費は含まないものであること。

(イ) 通常事業分

起債対象事業費は、河川等事業における通常の事業量として算出した額。

なお、通常の事業量は、平成 21 年度の標準財政規模に、0.1%を乗じて得た額とするものであること。ただし、本事業の対象となる単独事業として実施する河川等整備事業費のうち前年度当該事業の決算額に占める一般財源の額（臨時事業分に投入した一般財源、地域活性化事業及び旧市町村合併特例事業のうち河川等整備事業に投入した一般財源、供用済土地の取得事業のうち河川等整備事業に投入した一般財源は含まないものであること。）及び通常の事業量部分に充当した起債額を通常の事業量とすることとして差し支えないこと。

(ロ) 臨時事業分

起債対象事業費は、河川等事業に係る事業費から(イ)の通常の事業量として算定した額を控除した額。

ニ 臨時高等学校改築等分の対象事業は、地方公共団体が単独事業として行う高等学校（特別支援学校の高等部並びに中等教育学校の後期課程を含む。）の老朽施設の改築事業（施設の移転による改築の事業を含むものとし、以下「老朽施設改築事業」という。）又は大規模改造事業であり、具体的には次のとおりであること。

(イ) 老朽施設改築事業の対象となる施設は、原則として、建築後 15 年程度（鉄筋コンクリート造の場合は 20 年程度）を経過した施設に係る改造事業で、1 校（特別支援学校については高等部に係る部分）ごとの対象事業費が 1 千万円以上のものをいうものであること。

(ロ) 大規模改造事業の対象となる施設は、原則として、建築後 15 年程度を経過した施設に係る改造事業で、1 校（特別支援学校については高等部に係る部分）ごとの対象事業費が 3 千万円以上（小規模校については、1 千万円以上）のものをいうものであること。

ホ 地域総合整備資金貸付分については、別に定めるところによる地方公共団体の民間事業活動等に対する貸付金に要する経費を対象とするものであること。

ヘ 一般事業の対象事業のうち庁舎に係る起債対象事業費については、他の公共施設の整備の状況、用地確保の状況、財源計画の確実な見通し及び事業の緊急度等を十分勘案するとともに、官公庁施設の建設等に関する法律（昭和 26 年法律第 181 号）に基づく「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準」

(平成6年建設省告示第2379号)及び官庁営繕関係統一基準(平成15年3月20日官庁営繕関係基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議決定)及び別紙2を参考とされたいこと。

(2) 地域活性化事業

地域活性化事業の取扱いについては、別紙1-2に掲げるところによるものであること。

(3) 防災対策事業

防災対策事業の取扱いについては、別紙1-3に掲げるところによるものであること。

(4) 地方道路等整備事業

地方道路等整備事業の取扱いについては、別紙1-4に掲げるところによるものであること。

(5) 旧合併特例事業

旧合併特例事業については、従前の合併特例事業と同一の取扱いとするものであること。

(6) 都道府県及び指定都市が起債する一般単独事業債のうち、(1)のハ及びニ並びに(4)に係るものの資金については、原則として、民間等資金であること。

なお、これらの団体の公的資金の額については、個別の資金調達に関する事情にも配慮し、柔軟な対応を行うこととしているので、事前に協議されたいこと。

6 辺地及び過疎対策事業

(1) 辺地対策事業

イ 辺地対策事業については、地方債計画の計上額の範囲内において、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号。以下「辺地法」という。)第3条第1項の総合整備計画において整備しようとする公共的施設として定められた事業に係る市町村の起債予定額等に基づき、同意等予定額を定めるものであること。

ロ 辺地対策事業の対象事業については、辺地法第2条第2項及び辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令(昭和37年政令第301号)第2条等に定められているところであるが、その留意事項は、次のとおりであること。

(イ) 料金収入等により、元利償還費の相当部分を負担することが適当と認められるものは、対象とならないものであること。

(ロ) 地場産業の振興に資する施設、観光又はレクリエーションに関する施設及び農業(畜産業を含む。)、林業又は漁業の経営の近代化のための共同利用施設は、料金収入等による独立採算が困難と見込まれる施設を対象とするものであること。

(ハ) 電気通信に関する施設とは、難視聴解消若しくは地上デジタル放送対応のため

【別紙 2】

庁舎建設事業費の標準的な事業費について

1 庁舎の標準的な事業費は、次に定める標準面積及び標準単価に基づき算定した額に、2の付帯施設及び外構等工事費に係る額を加算した額の範囲内とされたいこと。

イ 庁舎の標準面積は、次に掲げる施設の区分に応じそれぞれに定めるところにより算定した面積を合算した面積であること。

(イ) 事務室（応接室を含む。）については、4.5 m²に換算職員数（常勤職員の現在数（ハ）の適用を受ける場合にあってはその適用に係る職員数をいい、いずれも事務室内に定位置を持たない者を含まない。以下同じ。）を次表に定める換算率により補正したものをいう。）を乗じて得た面積とすること。

区分	特別 三役 職	部 長	次 長 級	課 長 級	課 長 補 佐 級	係 長	一 般 職 員
都道府県、指定都市及び人口 50 万人以上の市	25	12	5	5	2	1.7	1
人口 5 万人以上 50 万人未満の市町村	20	9	5	5	2	1.7	1
人口 5 万人未満の市町村	12			2.5	1.8	1.7	1

（注）一般職員の欄の「1.7」は、製図者に係る換算率である。

(ロ) 倉庫については、(イ) の面積の 13%に相当する面積とすること。

(ハ) 会議室等（会議室、電話交換室、便所、洗面所その他の諸室をいう。）については 7.0 m²に常勤職員の現在数を乗じて得た面積（その面積が 350 m²未満であるときは、350 m²）とすること。

(ニ) 玄関等（玄関、広間、廊下、階段その他の通行部分をいう。）については、(イ) から (ハ) までの面積を合算した面積の 40%に相当する面積とすること。ただし、当該面積が実情と相違する場合においては、必要に応じ、(イ) から (ハ) までの面積を合算した面積の 10%に相当する面積の範囲内で増加することができるものであること。

(ホ) 車庫については、自動車（本庁において直接使用する自動車に限る。）1台につき 25 m²（地下車庫にあっては、50 m²）とすること。

(ヘ) 議事堂（議場、委員会室及び議員控室をいう。）については、議員定数に都道府県及び指定都市にあっては 50 m²を、市町村にあっては 35 m²をそれぞれ乗じて得た面積とすること。

ロ イの標準面積の算定の基礎となる職員数には、企業会計に属する職員は含まないものであること。ただし、同一庁舎に地方公営企業に属する職員が同居する場合で、当該職員の定数が20人以内、かつ、当該定数が一般会計に属する職員の数¹の10%以内である場合には、この限りでない。

ハ 次に掲げる場合に該当するときは、庁舎完成から3年後の職員数をもってイの標準面積の算定の基礎となる職員数とすることができるものであること。

(イ) 市町村合併計画の具体化、広域行政処理体制の具体化等により、職員数の増加が見込まれること。

(ロ) 支所、出張所等の統廃合をする計画があり、これによる庁舎収容職員数の増加が見込まれること。

(ハ) 大規模な住宅団地の建設等に伴う人口増加により、職員数の増加が見込まれること。

ニ 庁舎の増改築を行う場合の標準面積は、イの標準面積から現有面積（当該増改築に係らない施設部分の面積をいう。）を控除した面積とするが、増改築に係らない施設のうちに使用に耐えない老朽建物その他これに類する建物がある場合には、その面積を現有面積から控除することができるものであること。

ホ 庁舎（庁舎と別に建設する倉庫又は車庫を含む。）の1㎡当たりの標準単価は、次に掲げる建物の区分に応じそれぞれに定める額とすること。ただし、基地対策に係る庁舎（庁舎と別に建設する倉庫又は車庫を除く。）にあつては、この単価の1.2倍に相当する額までの範囲内で標準単価を増額することができるものであること。

(イ) 鉄筋コンクリート造4階建以下 165,700円

(ロ) 鉄筋コンクリート造5・6階建 177,600円

(ハ) 鉄筋コンクリート造7階建以上 200,500円

ヘ ホによる標準単価が実情と相違する場合においては、必要に応じ、当該単価の1.1倍（北海道内の地域にあつては1.15倍、沖縄県内の地域にあつては1.16倍）に相当する額までの範囲内で標準単価を増額することができるものであること。

2 付帯施設及び外構等工事費（門、さく、へい、造園、修景、その他これらに準ずるものの工事に要する経費をいう。）については、適正必要額を対象とされたいこと。